

子ども医療費助成制度についての大切なお知らせ

私たちができることから行動しましょう！

子ども医療費助成制度は皆様の大切な税金で実施しています。今後もお子さんが安心して医療を受けられる制度が維持できるように、子ども医療費受給資格証の正しい使用や適正な医療機関への受診など、皆様のご理解とご協力をお願いします。

普段から心がけたい受診のポイント

point 1 医療制度を守るために

☑ コンビニ受診を減らしましょう

コンビニ受診とは、急病ではない患者が、個人の都合を優先させて、日中の一般診療と同じような感覚で救急外来を利用することです。救急医療は、すぐ治療が必要な方のために整備されています。急病などに対応するための医療機関で、夜間診療、時間外診療を受けるための医療機関ではありません。日中に起きた傷病は、診療時間内に受診しましょう。

これって…コンビニ受診？

救急に受診するべきか、判断に迷った時には… **短縮ダイヤル #8000**

【子ども医療電話相談】
夜間・休日の急病に看護師・医師が家庭での応急処置の方法などをアドバイスします。

携帯電話・プッシュ回線の固定電話からは

短縮ダイヤル #8000

IP電話・ダイヤル電話の固定電話からは

089-913-2777

利用できる時間

平日 18時～翌朝8時
土曜日 13時～翌朝8時
日曜日・休日 8時～翌朝8時

☑ ジェネリック医薬品を利用しましょう

新薬と同じ有効成分を使用し、品質、効き目、安全性が同等であると国から認められた薬です。後発薬で開発費が抑えられ、低価格なので、医療費の抑制につながります。

☑ かかりつけ医とお薬手帳を持ちましょう

日頃から相談できるかかりつけ医を決め、早めの受診を心がけましょう。

お薬手帳を持つことで診療する医療機関が変わっても、薬の重複や良くない飲み合わせを未然に防ぎ、同じ薬による副作用の再発を防止できます。

☑ 限度額認定証を利用しましょう

入院などによる高額な診療を受ける場合に、医療機関の窓口に提示することで、高額療養費の払戻しの申請をしていただく手間を減らすことができます。

※限度額適用認定証の取得方法は、保険証に記載されている健康保険組合にお問い合わせください。

point 2 他医療制度優先 ～適切な利用をお願いします～

☑ 他医療助成制度が対象になる場合

ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療、小児慢性特定疾病、自立支援医療、生活保護などの他制度の対象になる場合、そちらが優先になります。

☑ 学校や園等の管理下でケガ等をした場合

(独)日本スポーツ振興センターの災害給付金助成(以下、スポ振災害給付金)対象になる場合、「子ども医療費助成」は受けられません。

もし学校や園等の管理下でケガ等をしてしまったら…

◎ 自己判断せず、園や学校の先生などにご相談ください。

◎ スポ振災害給付金の対象になる可能性がある場合、「子ども医療費受給資格証」を使わず受診し、医療費の支払い(自己負担)を行い、後日、学校でスポ振災害給付金の申請をしてください。

◎ スポ振災害給付金の対象にならなかった場合、本庁こども家庭課または各支所で払戻しの手続きが可能です(詳しくはホームページをご覧ください)。



宇和島市ホームページ